

お知らせ（令和3年6月24日）
阪神国際港湾株式会社
営業部営業課 脇本・尾上 TEL：078-855-3206

阪神港における税関検査の立会委託促進事業の期間延長について

当社では、令和3年4月1日より、阪神港への集貨促進及び阪神港のサービス向上を目的として、阪神港において輸出入通関で税関検査が発生した場合に、立会業務の外部委託費用を支援する事業を大阪通関業会及び神戸通関業会と共同で実施し、あわせて税関検査にかかる港のサービスの在り方について調査を進めております。

この度、支援事業にさらに取り組むため、令和3年6月30日までとしていた対象期間を、令和3年12月31日まで延長することといたしましたのでお知らせします。

なお、支援の内容は、引き続き以下の通りとなっております。

1.事業概要

地方港と阪神港（大阪港・神戸港）との間を内航航路（内航コンテナフィーダー船又は内航フェリー）で輸送され、阪神港で積卸しされる輸出入コンテナ貨物のうち、輸出入通関において阪神港で税関検査が発生し、その検査への立会を委託された場合、その立会にかかる費用の一部を支援いたします。

2.対象事業者

阪神港において税関検査の立会を委託され実施した大阪・神戸通関業会の会員である事業者

3.支援金額

委託による立会に要した費用（検査立会者の人件費：1件あたり上限1万円（税抜））

4.支援対象期間

令和3年4月1日（木）から令和3年12月31日（金）まで

5.申請方法

実施要領の配布及び申請書類の提出先は神戸通関業会及び大阪通関業会が窓口となりますので、下記にお問い合わせください。

【本事業のお問い合わせ及び受付窓口並びに申請書類提出先】

大阪通関業会

住所：大阪市港区築港2-1-2 第一大阪港ビル7階

電話番号：06-6573-3896（代） FAX 番号：06-6573-3990 E-mail:qa@osakatsukan.jp

神戸通関業会

住所：神戸市中央区新港町 14 番 1 号 208 号室

電話番号：078-331-3996 FAX 番号：078-331-1013 E-mail:info@kobe-tsukan.gr.jp